

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令（案）等
に対する意見公募要領

令和6年9月6日
経済産業省
貿易経済安全保障局
経済安全保障政策課技術調査室
貿易管理部安全保障貿易管理課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

令和6年4月24日に公表された、産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会中間報告（※）において、技術管理強化のための官民対話スキームの構築を図るべき旨の提言をいただきました。

本中間報告の内容を実施するため、以下2のとおり、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）を改正するとともに、当該省令に基づき、重要管理対象技術を提供することを目的とする取引について報告を求める告示を制定することといたします。これにより、告示において対象とされた技術の提供に係る取引について、経済産業大臣への事前報告を求めた上で、官民連携による技術管理強化の取組を進めてまいります。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

（※）[産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会 中間報告（METI/経済産業省）](#)

2. 意見公募の対象

- ・ 貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令（案）
- ・ 貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項（案）

3. 資料入手方法

- （1）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- （2）窓口での配布

経済産業省貿易経済安全保障局経済安全保障政策課技術調査室
（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館13階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年9月6日（金）～令和6年10月5日（土）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。
- (2) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。
メールアドレス： bzl-gijutsukanri@meti.go.jp
（電子メールの件名を「貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令案等に対する意見」として下さい。）
- (3) 郵送
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。
住所：〒100-8901
東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省貿易経済安全保障局経済安全保障政策課技術調査室
パブリックコメント担当 宛て

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

